

## YNSA の商標登録に関して

2015年9月、YNSAに関わる3つの名称について、商標登録がなされました。

- ① 「YNSA」
- ② 「山元式新頭針療法」
- ③ 「YamamotoNewScalpAcupuncture」

今後は、この名称を許可なく使うことが禁じられ、使用に関しては、以下のルールが適応されます。

- 1) 「YNSA」等の名称の利用に関しては、YNSA学会会員のみ使用可能とする
- 2) YNSAの右上に®をつけて『YNSA®』を基本マークとする（ただしYNSAをそのまま使用することも可）

# YNSA®

- 3) ホームページなどで『YNSA』を使用する場合は、過大広告を防ぐ為にも、以下の一文を明記する  
「『YNSA（山元式新頭針療法）』は山元敏勝医師の登録商標であり当院は許可を受けて使用しております（登録第5808545号）」
- 4) YNSA学会員でない場合は、商標登録された3つの名称について使用不可  
すでに看板や名刺の作成がなされている場合は、学会に入会する必要がある  
（こじれるようであれば山元病院の顧問弁護士に相談する）

上記内容を、山元敏勝会長及びYNSA学会の見解としてお知らせいたします。

YNSA 学会

『®マーク』とは・・・

『Registered Trademark』の略号で、商標（商品名、サービス名、ロゴマーク、等）の右上や右下に付いています。

®マークが付けられた商標 <例えば、『Windows®』『着うた®』『パワフル商標出願センター®』等> は、商標登録済みの商標であることを意味しています。

これは、日本国の商標法に基づく商標登録表示ではなく、米国の商標法にならって、登録商標であることを示すために慣習的に使用されているものです。

日本国の商標法に基づく商標登録表示は、絶対的な義務はないので®を付記するかどうかは会員の皆様をご判断ください。